

不利益処分基準（公表用）

様式第 4 号

所管部（局）・課 県民環境部・環境課

法令名	佐賀県環境の保全と創造に関する条例	法令の番号	平成 14 年佐賀県条例 48 号			
不利益処分の種類	特定施設（ばい煙等）に係る計画変更命令等・計画廃止命令	根拠条項	第 12 条			
処分基準	<p>(1) 処分を行う場合</p> <p>特定施設の設置の届出、又は構造等の変更の届出があった場合で、その届出に係る特定施設が、ばい煙等（*）の量等が規制基準に適合しないと認めるときに、届出を受理した日から 60 日以内に限り処分を行う。</p> <p>* ばい煙等：ばい煙又は粉じんを排出し、発生させ、又は飛散させる施設、汚水又は廃液を排出させる施設</p>					
	<p>(2) 処分の内容、程度</p> <p>届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくはばい煙等防止若しくは処理の方法に関する計画の変更（特定施設の構造等の変更の届出に係る計画の廃止を含む。）又は特定施設の設置の届出に係る計画の廃止を命ずる。</p>					
対応区分	1 弁明の機会の付与	処理機関	保健福祉事務所	交付機関	保健福祉事務所	目次 NO
	2 聴聞の実施					